

緑の大地ふるさとしょうわ寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと昭和村をこよなく思い、応援する個人又は法人その他の団体（以下「寄附者」という。）からの寄附金を財源とする基金を設置し、ふるさとしょうわの村づくりに活用することにより寄附者の意向に応えることを目的とする。

(事業の区分)

第2条 寄附金を財源とし実施する事業の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・文化づくりに関する事業
- (2) 健康・福祉づくりに関する事業
- (3) 自然・生活環境づくりに関する事業
- (4) 農業・産業振興づくりに関する事業
- (5) その他、目的を達成するために村長が必要と認めた事業

(事業の指定)

第3条 寄附者は、前条の規定による事業を指定できるものとする。

- 2 前条に規定する指定がない寄附金については、村長がいずれかの事業を指定するものとする。
- 3 村長は、前項の指定を行った場合には、寄附者にその旨を通知するものとする。

(基金の設置)

第4条 寄附金を管理運用するにあたっては、緑の大地ふるさとしょうわ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、寄附者からの寄附金の額とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第8条 村長は、基金を第2条各号に掲げる事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(適用除外)

第9条 他の基金条例で定める指定寄附金については、第5条の規定は、適用しない。

(運用状況の公表)

第10条 村長は、寄附者の意向を最大限尊重し、寄附金の使途を明らかにし、毎年一回、運用状況を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。